

## 5 学生生活への支援

[現状の説明] (「評価の視点」5-1 から 5-6)

(学生の心身の健康の保持)

### 5-1 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。

#### 1 クラス担任制

本研究科は、各学年を2クラス(定員10数名)に分け、クラス担任(専任教員がその任にあたる)を置き、入学から修了まで一貫した指導を行う体制を整備している。現在は、各学年の学生数が10名程度であるため、各学年に1クラスずつ設置し、各クラス2名のクラス担任が配置されている。

#### 2 オフィス・アワー

クラス担任は、オフィス・アワーを設定し、研究室で待機して学生の相談に応じている。学生の要請があればこれ以外の時間帯にも相談に応ずる。

また、クラス担任以外の専任教員もオフィス・アワーを設け、学生の相談・支援にあたっている。

なお、専任教員以外の教員についても、シラバスにおいてオフィス・アワーの公表を推進している。

#### 3 学生支援担当

クラス担任のほかに、2名の教員が学生支援担当として学生の生活全般に配慮する支援体制をとっている。学生支援担当は、クラスを超えた問題に対処することを任務とする。

#### 4 「学生相談室」・「保健室」との連携

本学には、学生の心身の健康維持・向上を目的とする全学組織として、専任カウンセラー2名、非常勤カウンセラー4名からなる「学生相談室」が設置されている(添付資料5「平成24年度学生相談室利用のご案内」)。

「保健室」も、全学組織であり、心療内科医(学校医)1名、内科医2名、メンタルヘルス2名、外科・整形外科3名、婦人科1名及び看護師6名で構成されている。健康診断の実施等により学生の身体の健康について総合的に配慮している。

#### 5 AEDの設置

学生・教職員の安全対策としてAED(自動体外式除細動器)を全てのキャンパスに設置している。横浜キャンパス内には9ヶ所設置しており、防災訓練の時など定期的に学生や教職員に対するAED講習会を実施し、使用方法等の周知を図っている。

### (ハラスメントへの対応)

### 5-2 ハラスメントに関する規定及び相談体制が適切に整備され、それが学生へ周知されているか。

全学の取組みとして、セクシャル・ハラスメントのみならず、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の防止、被害者の救済及び問題の解決を目的とした「学校法人神奈川大学ハラスメント対策に関する規程」(添付資料5)が制定されている。この規程に基づき、ハラスメント対策委員会が設置され、「ハラスメントの防止・対策に関するガイドライン」を策定している。

また、ハラスメントに関する相談・申立の窓口には、「ハラスメント相談窓口」のほか、ハラスメント対策委員への電子メールによる相談、学外専門相談機関への電話相談を可能とする体制を整えている。学生がハラスメント被害を受けたときは、ハラスメント相談窓口及び専門相談員が解決にあたる。さらに相談者は、その意思に基づき、ハラスメント対策委員会に申立をすることができる。

以上の諸点について、小冊子及び携帯カード(添付資料5『NO!ハラスメントをしない させない 許さない』)の配布、及びウェブを通じて日常的な情報提供を行うとともに(添付資料11-12「ハラスメントを防ぐために」)、入学時のオリエンテーションで学生に周知している。

本研究科より、上記のハラスメント対策委員・窓口担当委員を各1名選出している。

### (学生への経済的支援)

### 5-3 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。

## 1 相談・支援体制

奨学金に関する相談は、学生生活支援部学生課及びクラス担任が応じている。クラス担任は、奨学金の概要説明の他、推薦書の作成等を行い、学生を全面的に支援している。

## 2 奨学金制度

日本学生支援機構の奨学金制度の他、以下の奨学金制度がある（添付資料5『2012年度奨学金案内』）。

### (1) 法科大学院給費生制度

本研究科は、経済的支援だけでなく、成績優秀者の顕彰という意義をもつ、本研究科独自の「給費生制度」を設けている。

### (2) 神奈川大学独自の奨学金制度

全学の制度として、本研究科学生も対象とする、4つの奨学金制度がある。

### (3) 社団法人宮陵会の奨学金制度

本学卒業生の団体である(社)宮陵会は、本学を卒業し、大学院の研究科に在学する学生に対して、「大学院給付奨学金」、「貸与奨学金」を実施している。

## 3 教育ローン

本学では、教育ローンの紹介を行い、学生が学業に専念できるよう配慮している（添付資料5「教育ローンのご案内」）。

### (身体障がい者等への配慮)

#### 5-4 身体障がい者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。

本研究科では、身体障がい者等にも法曹への道を開くべく最大限の努力をするという考えのもと、身体障がい者等が本研究科に実際に入学した場合には、事務担当及び全教員が支援にあたるのに加え、クラス担任・学生生活支援担当教員が、当該学生より要望を聴取し、適切に対応することとしている。また、全学的な取組みとして、教育支援センターを設け、関係部局との協力により、教育と大学生活の機会を提供できるよう支援を行っている（添付資料2-20「神奈川大学教育支援センター規程」第8条）。

さらに、施設面において、法科大学院棟は、バリアフリー設計により、車椅子に対応したスロープ、エレベータ、障がい者用トイレなどの設備を備えている。

### (進路についての相談体制)

#### 5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制が整備されているか。

司法試験合格後の進路に関しては、各教員の個別的なアドバイスと、クラス担任、学生生活支援担当教員によるアドバイスとを併用する体制をとっている。

なお、法曹以外の進路を検討する学生は、同様に相談することが可能であるし、全学的な窓口である学修進路支援部第二部就職課を利用することもできる。

### (特色ある取組み)

#### 5-6 学生が安心して学修に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取組みを行っているか。

本研究科では、全ての学生に共同研究室の専用学修スペースを確保している。また、コピーカード（2千枚分）を毎年支給し、さらに、十分な図書予算を計上して、学生からの購入希望に100%応えている。

また、共同研究室と同じフロアの一角に「リフレッシュスペース」を設け、学修能率の向上を図っている。さらに、実習科目の関係先に対し、それぞれ懇談会等を通じて、本研究科の教育への一層の理解と協力を求め、学生の学修環境の向上に努めている。

### [点検・評価（長所と問題点）]（「評価の視点」5-1から5-6）

学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制の整備について、クラス担任は、学生からの相談に応じるだけでなく、学修上・生活上問題があると判断される学生に対して積極的に面談を行い個別指導してきた。以上の実績から、クラス担任制は、学生の相談・支援体制として有効に機能していると考えられる。

学生が心の問題を抱えることも想定され、「学生相談室」・「保健室」との連携が重要となる。

この観点から、本研究科は、e-Learning トップページに学生相談室から学生へのメッセージを掲載して、学生が「学生相談室」を気軽に利用できるよう配慮している（添付資料 11-13 「e-Learning 掲載文書（法務研究科の大学院生の皆様へ）」）。

**ハラスメントに関する規定及び相談体制の適切な整備並びに学生への周知**について、学内諸規程が整備され、相談体制も確立している。また、配布物等により適切に周知されているものとする。

**奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制の整備**について、奨学金の相談に関しては、学生の要望に応じて、クラス担任及び学生生活支援部学生課が適切に対応している。本研究科学生は、多様な奨学金制度を利用することができるが、今後もなお一層の拡充が必要である。

**身体障がい者等への配慮等**については、全学的に規程や組織の整備等に積極的に取り組んでいる。また、本研究科も、身体障がい者を受け入れる準備は、相当程度整っていると考える。

**進路等についての相談体制**については、本研究科は定員が 1 学年 35 名の少人数であり、学生と教員との距離が近く、相談がしやすい環境にある。

**特色ある取組み**についても、学生と教員との距離が近いことから、学生の希望が教員・大学側に伝わりやすく、迅速できめの細かい対応が可能であると考えている。

#### 【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」5-1 から 5-6）

**学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制の整備**について、学生相談室との連携がスムーズに機能し、支援体制がほぼ整っていると見える。心身の健康保持増進は重要性を増しているため、適切な対応をとれる体制の充実・整備に引き続き取り組みたい。

**ハラスメントに関する規定及び相談体制の適切な整備並びに学生への周知**について、学内の説明会等を利用して、学生への周知をさらに図りたい。また、「ハラスメントの防止・対策に関するガイドライン」は、運用実績をもとに毎年見直すこととなっている。適切な対応が可能な体制の整備を図りたい。

**奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制の整備**について、クラス担任等の相談体制は整っている。奨学金制度についてはさらに拡充に努めたい。

**身体障がい者等への配慮等**について、全学的な取組みとして、担当副学長を置き、体制の整備に努めている。また、本研究科としても、支援を充実させるべく、関係部局と連携し、整備を進めたいと考えている。

**進路等についての相談体制、特色ある取組み**については、毎学期末に実施している授業評価アンケートの自由記述欄に、要望等を記述することを求め、これを受け、適切に対応したい。